

1. 京都メカニズム全般

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
<p>補足性 (Supplementarity)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COP3における京都議定書採択時に、京都メカニズムの活用量をどれだけ認めるかとの議論があり、“京都議定書”上では、国内対策に対して補足的なものである旨記載されている。 ・京都メカニズムを自由に活用したいアンブレラグループと、上限を設定すべきとのEUの間で意見がわかれている。 	<p>p7,パラ5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メカニズムの利用は国内対策に対して補完的(supplemental to domestic action)であるべき、したがって、国内対策は京都議定書第3条の目標達成において重要な要素(significant element)であるべき。 	<p>p3,パラ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左、Bonn Agreement のp7,パラ5と同文 京都メカニズムの原則の部分(p3,4)はパラ10(Share of proceed)を除き、Bonn Agreement .1.(京都メカニズムの原則)が、ほぼそのまま引用されている。
<p>適格性 (Eligibility)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい価値を持つ排出権や削減クレジットが流通し、失効しないように、京都メカニズムを活用できるための資格を規定している。 <p>最近のテキストでは、participation requirementとして記述されている。</p>	<p>p8,パラ11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都メカニズムへの参加資格(eligibility to participate)は、京都議定書第5.1、5.2条、第7.1、7.4条における報告上の要件の遵守による。 ・京都議定書を補完する遵守についての合意(agreement)を承認した締約国のみが、クレジットを移転、取得する資格がある。 <p>この文書は、議長提案段階において“遵守”に、「COP6で京都議定書の一部となる法的文書を採択する」という記述があり、それを受ける表現が残っている。最終的には、“遵守”から「法的文書」に関する記述が削除されたため、文法上の修正事項などを記したペーパー(FCCC/CP/2001/CRP.9)では、この部分を「、パラ8遵守における手続きやメカニズムに関する規定にのっとる」と差し替えるべきと示されている。</p>	<p>p4,パラ5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左、Bonn Agreement のp8,パラ11と同文。 <p>(共通)</p> <p>p10,パラ18(共同実施)、p27,パラ30(CDM)、p45,パラ2(排出量取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格は、以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 京都議定書を批准。 京都議定書を補助する遵守の手続き、仕組みに関する[合意][関連条項][その他]の承認。 議定書上の割当量の確定。 GHG排出量の国内計算システムの構築。 国家レジストリーの構築。 国家インベントリーの提出。 割当量に関する補助情報の提出。 約束期間リザーブの保持。 <p>p10,パラ19(共同実施)、p27,パラ31(CDM)、p46,パラ3(排出量取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自国の排出量、割当量を計算する能力を証明する報告書の提出後16ヶ月間に遵守委員会から不適性の決定が出ないこと。もしくはそれより前に問題がないことを遵守委員会が認めること。 <p>(共同実施)</p> <p>p9,パラ17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局への通報

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
		<p>(a)第6条1項(a)に基づく、プロジェクト承認の要点。 (b) 国の承認ガイドライン。(ステークホルダーのコメント、モニタリング、認証等を含む) p11,パラ20,21 ・参加条件を満たしている場合は、ホスト国が認証し、ERUs量を決める。満たしていない場合は、第6条監督委員会を通じて行う。 p11,パラ24 ・事務局は参加条件を満たす締約国、遵守規定に従い一時停止を受けている締約国のリストを公開する。 p11,パラ25 ・ホスト国は、プロジェクトに関する情報を公開する。 p12,パラ26 ・法的主体(Legal Entities)の参加を認める締約国は目標達成に引き続き責任を持つ。法的主体は、認証する締約国が適格性を持つ場合にのみ、参加できる。</p> <p><u>(CDM)</u> p26,パラ27 ・CDMへの参加は自主的である。 p27,パラ28 ・参加する締約国は、国家機関(National Authority)を指名する。 p27,パラ29 ・京都議定書を批准していれば、非附属書 国も参加できる。 p28,パラ32 ・事務局は、(a)京都議定書を批准している非附属書 国、(b)参加条件を満たしていない附属書 国のリストを公開する。</p> <p><u>(排出量取引)</u> p46,パラ4 ・事務局は、適格性条件を満たしている締約国、一時停止を受けている締約国のリストを公開する。 p46,パラ5 ・法的主体(Legal Entities)の参加を認める締約国は引き続き目標達成に責任を持ち、国家レジストリーにて主体のリストを公開する。法的主体は、認証する締約国が適格性を持たない場合には、参加できない。</p>
<u>互換性(Fungibility)</u> ・JI、CDMで得たクレジット	(関連記載なし)	<u>(排出量取引)</u> p45,パラ2 ・附属書Bの約束を持つ附属書 締約国は、参加資格を満たせば、ERUs、CERs、AAUs

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
を排出量取引で転売できるかどうか？		<p>を移転・獲得する適格性を持つ (eligible to transfer and/or acquire ERUs, CERs or AAUs)</p> <p>脚注に、「G77+China は CERs を対象から削除するよう要求した。」と書かれている。 この表現は、排出量取引において、共同実施から生まれた ERUs、CDMから生まれた CERs も取り扱えると読むことができる？</p> <p>(共同実施) p14, パラ38</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条監督委員会が承認した ERUs の移転は、約束期間リザーブの規定や排出量取引に関する他の制限の適用を受けない。